

令和7年度協会けんぽ沖縄支部健康保険委員研修会動画

インセンティブ制度について

インセンティブ制度をご存じですか？

インセンティブ制度とは…

加入者及び事業主の皆さまの健康づくりや医療費適正化の取り組みに応じて、インセンティブ(報奨金)が付与され、ご負担いただいている**都道府県支部ごと**の『**健康保険料率**』に反映される仕組みです。

⇒ 皆さまの取り組みが 健康保険料の負担軽減につながります！

健康づくりや医療費適正化の取り組みとは・・・

取組内容を評価する5つの指標

健康づくり

- 1 | 特定健診等の実施率
- 2 | 特定保健指導の実施率
- 3 | 特定保健指導対象者の減少率
- 4 | 受診勧奨対象者の受診率

医療費適正化

- 5 | ジェネリック医薬品使用割合

インセンティブを獲得するには…

インセンティブ制度の仕組み

取組実績を5つの評価指標により評価し、都道府県支部ごとに順位付け

成績上位15支部にインセンティブ(報奨金)を付与

取り組みを行った翌々年度の健康保険料率に反映



インセンティブにより、健康保険料率を引き下げるには…

健康づくりや医療費適正化に関する取り組みを行い、
47支部中**上位15支部**に入ること！

沖縄支部の状況は・・・

インセンティブ制度取組実績 沖縄支部順位



健康保険料率への影響は・・・

令和7年度健康保険料率(沖縄支部)

健康保険料率
9.44 %

令和5年度取組実績によるインセンティブ
⇒健康保険料率への反映(減算分)

-0.01 %

【参考】インセンティブによる令和7年度健康保険料負担への影響(被保険者1人当たり、
労使折半前)

〔年額〕 381 円 (360,234円 → 359,853円) の負担減

〔月額〕 28 円 (26,460円 → 26,432円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を280,000円(県平均)、賞与月額を年1.615月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和7年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

どのような取り組みをしたらいいの？

皆さまに取り組んでいただきたいこと

1 | 特定健診等の実施率

健診を毎年必ず受診する

- ・被保険者(ご本人) ⇒ 生活習慣病予防健診
- ・被扶養者(ご家族) ⇒ 特定健診

2 | 特定保健指導の実施率

特定保健指導を必ず受ける (※対象者)

特定保健指導とは...

健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。

特定保健指導対象者は、保健師・管理栄養士による生活習慣を見直すための無料サポートを利用しましょう。

どのような取り組みをしたらいいの？

皆さまに取り組んでいただきたいこと

3 | 特定保健指導対象者の減少率

健康的な生活習慣を取り入れる

特定保健指導を受けた方は、最後まで中断することなく生活習慣の改善に取り組みましょう。

4 | 受診勧奨対象者の受診率

「要治療(再検査)」となったら、医療機関を必ず受診する

病気の早期発見、早期治療が重症化を防ぐことにつながります。

どのような取り組みをしたらいいの？

皆さまに組み組んでいただきたいこと

5 | ジェネリック医薬品使用割合

積極的にジェネリック医薬品を選択する

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の効果がありながら、お薬代を節約することができます。

事業主・ご担当者様へのお願い

最後に・・・

皆さまの健康づくりや医療費適正化の取り組みが、健康保険料の負担軽減につながります。

事業主・事務ご担当者の皆さまにおかれましては、**従業員の皆さま**に向けて、**取り組みや制度の周知・お声かけ**をお願いいたします。また、**健診の受診や特定保健指導の実施**にあたり、**勤務体制等のご配慮**をお願いいたします。

今後とも、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。